

平成30年度久慈川サケ資源有効利用調査実施要領

1. 調査の目的

釣りによるサケ資源調査を実施することにより、久慈川に回遊、遡上するサケ資源動向の把握と、サケ資源の有効利用方策を検討するための一助とする。

2. 調査期間及び日数

平成30年10月13日(土)から平成30年11月22日(木)までのうち実行委員会が指定する14日間。

3. 調査場所 久慈川のうち以下の2地点

- (1) 常陸大宮市富岡橋上流端から上流600mまでの間の右岸。
- (2) 日立市留町地先の留大橋下流端から下流1,100mまでの間の左岸。
(川下方向を向いて左側を左岸、右側を右岸と呼びます。)

4. 調査漁法

フライフィッシングおよびルアー・餌釣りの2漁法とする。いずれも針はシングルフックのみとする。竿は1人1本とする。ただし予備の竿の持参は認める。なお、膝より深い河川内への立ち込みは禁止とする。

5. 調査日程、調査場所および定員

(1) フライフィッシングによる調査(常陸大宮市会場)

- ・平成30年10月13日(土)から平成30年10月14日(日)までの2日間
- ・常陸大宮市富岡橋上流端から上流600mまでの間の右岸
- ・1日あたり定員20名 合計40名

※フライフィッシングによる調査結果が一昨年は4日間で4尾、昨年は3日間で1尾という結果だった為フライフィッシングを今後継続して実施していく為、今年は試験的に開催します。

(2) ルアー・餌釣りによる調査(日立市会場)

- ・平成30年11月1日(木)から平成30年11月12日(月)までの12日間
- ・日立市留町地先の留大橋下流端から下流1,100mまでの間の左岸
- ・1日あたり定員70名 合計840名

6. 調査時間 7時から14時まで(受付6時30分から)

7. 採捕尾数

1人あたり1日5尾まで採捕を認める。再放流(リリース)は認めない。採捕したサケはオス、メス問わず必要な測定等の処置を行った後、1人あたり1日3尾まで持ち帰ることができます。ただし持ち帰らない場合及び、3尾を超えて採捕したサケは実行委員会に提出していただきます。持ち帰りのために必要な梱包資材等は各自で用意すること。

8. 施設利用料

【フライフィッシング】※試験的实施

1人1日あたり3,000円とする。なお、今年度は試験的実施の為、宿泊して2日間連続の調査は実施致しませんので予めご了承ください。

【ルアー・餌釣り】

1人1日あたり6,000円とする。なお、実行委員会が指定する宿泊施設(下記のとおり)に宿泊し、連続して2日間の調査に従事する場合のみ、施設利用料は2日間で10,000円とする。

(※上記割引が適用される者は、応募時にその旨申請し、かつ抽選等により選定された者であって、別途定める期限までに、各自で宿泊先への予約を完了した者に限る。)

実行委員会の指定する宿泊施設

【ルアー・餌釣り：日立市会場】

- ・久慈サンピア日立 日立市みなと町 6-1 TEL 0294-53-8000
- ・日立ホテルクレイン 日立市大みか町 2-1-22 TEL 0294-54-0711
- ・須賀屋旅館 日立市久慈町 3-3-17 TEL 0294-52-2008

※従来指定している常陸大宮市のホテル、旅館にも宿泊可。

※料金、予約等については各自が行うこと。

9. 調査従事者の応募資格

調査従事者に応募できる要件は、中学生以上の者であって、釣り人としてのマナーを守り、久慈川サケ資源有効利用調査の諸規則を遵守し、秩序を保つことのできる方に限ります。ただし、中学生が調査従事者となる場合は、調査時に保護者が同伴できることを条件とします。

※実行委員会は調査状況について写真撮影し、写真を広報資料等の一部として用いる場合がありますことを予めご了承願います。

10. 応募期間

(1) フライフィッシングによる調査 ※試験的实施

平成30年8月6日(月)から平成30年8月20日(月)まで

※上記期間以外の消印のものは無効となりますのでご注意ください。

(2) ルアー・餌釣りによる調査

平成30年8月20日(月)から平成30年9月3日(月)まで

※上記期間以外の消印のものは無効となりますのでご注意ください。

11. 記載内容

往復はがきの裏面に、以下の①～⑨をすべて記入して下さい。

- ① 郵便番号、②住所、③氏名(ふりがな)、④年齢、⑤性別、⑥電話番号(携帯可)、
- ⑦ 調査漁法名(「フライフィッシング」又は「ルアー・餌釣り」のどちらか一方を記載)
- ⑧ 調査希望日(第三希望日まで記載すること)、
- ⑨ 指定施設に宿泊して連続2日間の調査を希望する場合は、「宿泊2日間希望」と記載

※往復はがき1通につき希望者1名のみ有効です。

※希望日は1通につき第3希望日まで記載する。

※電話番号は連絡のつきやすい番号を記載下さい。

※返信面のおもてには必ず、返信先の住所あて名を記入。

※提供頂きました個人情報は、実行委員会の責任の下で慎重に管理することとし、特別採捕許可の申請以外の目的では使用しません。

12. 送付先 〒319-2202 茨城県常陸大宮市塩原 2356-5

久慈川漁業協同組合内

茨城県久慈川サケ資源有効利用調査実行委員会

13. 当選通知および調査従事予定者決定までの流れ

- ① 決定 応募期間終了後、速やかに応募日別に決定します。募集人員を越えた場合には厳正なる抽選により決定します。
- ② 決定通知及び書類送付 調査従事予定者の決定結果は全員に、返信用はがきにて通知します。返信用はがきの住所宛名は忘れずにお書きください。後日、実行委員会より必要書類を郵送いたします。
- ③ 必要書類 調査従事予定者登録申請書、誓約書、実施要領等の関係書類を郵送いたします。
- ④ 書類提出及び料金納入 書類に必要事項を記入の上、施設使用料と必要書類をまとめて現金書留の封筒に入れて実行委員会宛に送付して下さい。

○フライフィッシングは9月12日(水)必着で送付してください。

○ルアー・餌釣りは10月4日(木)必着で送付してください。

※必着日に届かなかった方は、キャンセルしたものとみなします。

※自然条件や実行委員会の都合により釣獲調査を中止する場合を除き、納付された施設使用料の払い戻しはいたしませんのでご了承願います。

※領収証は調査日当日の受付でお渡し致します。

- ⑤ 提出書類 ①調査従事予定者登録申請書(本人の顔写真、正面无帽、サングラスは不可。大きさは3cm×2.5cmを貼付)②誓約書、③本人住所が確認できる運転免許証または健康保険証(住所記載部分を含むこと)のコピー1枚、施設使用料をまとめて上記期限までに実行委員会宛に送付してください。

14. 調査従事登録予定者への特別採捕許可の発給手続

前項の調査従事登録予定者は、調査の従事にあたり、事前に茨城県内水面漁業調整規則に基づく茨城県知事の特別採捕許可を受ける必要があるため、実行委員会は直ちに特別採捕許可の申請手続を行う。特別採捕許可となった時点で、調査従事登録予定者は調査従事者となる。なお、審査の結果、特別採捕許可とならなかった調査従事登録予定者には、その旨実行委員会から通知する。

15. 調査従事者の事前の準備事項

調査従事者は、「平成30年度久慈川サケ資源有効利用調査実施要領」(以下「要領」という。)の内容を理解した上で、別記様式2に定める「誓約書」に署名押印の上提出する。

16. 調査当日の手続き

調査従事者は、指定された調査日に調査場所に設置された受付で、調査従事者を証明するためのゼッケンを貸与する。なお、受付開始時刻は6時30分からとする。

17. 調査への従事

調査従事者は、調査中は常に、貸与されたゼッケンを必ず着用するほか、調査の開始は実行委員会による合図に従うこと。

また、秩序維持の観点から、受付開始時刻の前に、置き竿等によりあらかじめ場所を確保するような行為は行ってはならない。

調査従事者は要領に則り、実行委員会の指示に従い、円滑な調査に努めるとともに、各自安全に十分留意した上で従事すること。

調査の終了は、制限尾数を釣獲した場合、または実行委員会の調査時間終了の合図によることとする。それ以外での調査の終了は任意とする。なお、調査従事者は釣獲調査終了後、ゼッケンを返却するほか、実行委員会が行う本調査に関するアンケートに回答すること。

また、要領に反する行為が確認されたときは、その調査従事者(以下「違反者」という。)は調査従事の資格を失い、違反者のそれ以降の本調査への従事は認めない。なお、違反者が調査で採捕したサケについては没収する。

18. 調査の中止

荒天等により実行委員会が調査実施が困難と判断した場合は、調査を中止する。調査の中止が調査前日の16時まで決定となった場合は、前日中に翌日の調査従事者に連絡する。さらに、当日受付を終え調査を開始した後、午前11時より前に調査が中止となった場合は、調査従事者に当日の施設利用料を返金するが、11時を過ぎて中止となった場合は返金しない。

また、調査が中止になった場合、調査期間内で調査日の振り替えを行うが、その指定は実行委員会が行う。また、実行委員会が指定した振替日に自己都合により参加できない従事者の方は、納付された参加料の払い戻しはいたしませんのでご了承願います。

19. 調査中止及び自己都合による調査不参加への対応

自己都合による調査不参加の調査従事者に対しては、原則として調査日の振り替えの救済は行わない。また、他者への調査従事者資格の譲渡は一切認めない。

20. 採捕したサケの調査項目

サケを採捕した採捕従事者は、実行委員会の調査協力員と協力して、採捕した個体ごとに、採捕時刻、釣法、雌雄、ブナ度（外見上の成熟の進行度）、全長、尾叉長、体重を計測し、記録するほか、若干の鱗を採取し、それを実行委員会に引き渡す（採取部位は背びれ基部後端部直下の体側中央部付近）。

21. 調査項目記録後のサケの取り扱い

前項の記録が終わったサケは以下のとおり取り扱う。

- (1) 生物情報収集のための計測等を終えたサケは、計測済みであることを証明するタグ標識を魚体に付した後、3尾までを採捕者に提供する。
- (2) 持ち帰りを認める尾数の限度を超えて採捕したサケ、採捕者が持ち帰りを辞退したサケ、および違反により没収されたサケは、サケを採捕できなかった従事者のうち、持ち帰りを希望する者に対し、抽選等により提供する。
- (3) (2)をもってなお残余が生じたサケは、久慈川漁業協同組合に引き渡す。

22. 調査終了時の手続き

調査を終了した調査従事者は、受付に貸与されたゼッケンを返却し、実行委員会の行うアンケートに回答する。

なお、ゼッケンの紛失、破損、あるいは著しい汚損があった場合、当該ゼッケンを使用していた調査従事者はゼッケンの費用を弁償しなければならない。

23. その他

ア. 調査従事者は以下の行為を行ってはならない。

- (1) 要領に反する行為
- (2) 釣り場の不用な独占等、他の調査従事者との軋轢を生じる行為
- (3) 実行委員会の指示に反する行為
- (4) ゴミの投棄
- (5) 路上駐車
- (6) 焚き火
- (7) その他公序に反する行為

※参考

河川におけるサケに関する法令規則が以下のように定められております。

（サケの採捕の禁止に関する関係法令（抜粋））

○水産資源保護法（昭和二十六年十二月十七日法律第三百十三号）

（内水面におけるさけの採捕禁止）

第二十五条 漁業法第八条第三項に規定する内水面においては、溯河魚類のうちさけを採捕してはならない。ただし、漁業の免許を受けた者又は同法第六十五条第一項若しくは第二項及びこの法律の第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令若しくは規則の規定により農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第十三条の三第二項若しくは第三項又は第二十五条の規定に違反した者（抜粋）

○茨城県内水面漁業調整規則（昭和40年3月17日茨城県規則第15号）

（禁止期間）

第25条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

さけ 1月1日から12月31日まで（抜粋）

2 前項の左欄に掲げる水産動植物のうち、さけ、さくらます、いわな、やまめ、にじます、そうぎよ及びれんぎよの放産した卵は、これを採捕してはならない。

3 第1項及び第2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具、漁法の制限及び禁止)

第27条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、涸沼にあつては、第3号の規定は適用しない。

(17) さけ引掛釣(釣針の大きさは2.5センチメートル以上) (抜粋)

第37条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第6条、第13条、第24条第1項、第25条から第33条の2まで又は第34条第6項の規定に違反した者

2 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。